

変更届

特例浄化槽工事業者としての届出を行った後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）を都道府県知事に提出しなければなりません（法第33条第3項、登録規則第12条）。

法人	個人	変更事項	添付書類
		氏名又は名称及び住所	なし
		名称及び住所	なし
		代表者の氏名	なし
		建設業法に基づき許可を受けた業種、許可番号、許可年月日	
		浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の 浄化槽設備士免状の写し または浄化槽設備士証の写し 略歴書（様式第4号） 住民票の抄本 又はこれに代わる書面

- ・建設業許可は5年で更新されることになっており、この更新がなされると必ず許可番号が変更されますので、変更届の提出が必要となります。従って、少なくとも5年に1度は変更届の提出が必要となりますので、ご注意ください。
- ・住民票の抄本に代わる書面とは、外国人登録証明書など